

高知大学教育ファシリテーター規則

令和4年9月29日
規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学学び創造センター規則第12条第3項の規定に基づき、教育ファシリテーターに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 高知大学における教育ファシリテーターとは、高知大学学び創造センター専任担当教員と連携し、所属する学部の教育課程の検証・評価を牽引するとともに、所属の学部の教育改善に関する企画・立案・実施に主体的に取り組む者をいう。

(業務)

第3条 教育ファシリテーターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の教育に関する将来構想とこれを具現化するための企画・立案に関すること。
- (2) 教育内容及び教育方法の改善に関する企画・立案及び実施に関すること。
- (3) 教育課程の検証及び評価に関すること。
- (4) 教員の職能開発に関すること。
- (5) 教育改善等に関するプロジェクトの推進及び競争的資金の獲得に関すること。
- (6) 本学の教育改革に関する調査及び研究に関すること。
- (7) 教育改善及び教育機能の向上に関すること。

(資格)

第4条 教育ファシリテーターとなることのできる者は、高等教育全般及び当該分野の教育に対する見識と教育ファシリテーターとしての業務遂行に意欲を有する者で、本学の専任の教授、准教授又は講師とする。

(任命)

第5条 教育ファシリテーターは、前条に規定する専任担当教員のうちから、当該学部長の推薦に基づき、学長が指名する。

(任期)

第6条 教育ファシリテーターの任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任命の際現に任命されている者があるときの新たに任命される者の任期は、任命日から、その任命の際現に任命されている者の任期満了の日までとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、教育ファシリテーターに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 令和4年9月30日において、高知大学教育ファシリテーター規則（平成26年規則第126号。以下「旧規則」という。）の規定に基づき、教育ファシリテーターに任命されている者は、この規則の規定に基づき、教育ファシリテーターに任命されたものとみなし、教育ファシリテーターの任期は、旧規則による教育ファシリテーターとしての任期の残任期間とする。